

「健康食品」による健康被害事例専門委員会の設置要綱の改正について

○経緯

本専門委員会は平成 18 年度から設置されており、要綱に掲げられている「東京都医師会及び東京都薬剤師会を通じて収集した健康被害情報」等を分析評価の対象としてきた。

令和 6 年 3 月に発生した紅麹食品による健康被害事例では、大規模病院で複数の腎疾患の患者を診察したことで、発覚した経緯がある。

このたび、公益社団法人東京都医師会、公益社団法人東京都薬剤師会からの健康被害事例の収集に加え、大規模病院から集中的に健康被害事例の収集を行うために、大規模病院と協定を締結した。

このため、協定を締結した病院から収集した事例についても、本専門委員会の検討事案とするため、設置要綱を改正する。

○改正案

資料 3－3 のとおり